

令和元年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和元年9月12日(木)午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 出席農地最適化推進委員

川口 浩

相馬 英里

香取 典 男

渡邊 一 郎

加賀 文 志

増田 誠 治

斎藤 剛 廣

長島 操

5. 出席事務局職員

局 長 増田 浩四郎

次 長 大井 一 郎

庶務係長 富塚 隆 則

農地係長 鈴木 光 一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

三須清一会長 ただ今から令和元年第9回我孫子農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

3番 嶺岸勝志委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」で、4件です。

議案第2号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、5件です。

議案第3号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」で、1件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年9月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は704m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約277mです。位置図は議案資料の3ページをご覧ください。

所有権の移転をするものです。家族での農業経営規模を拡大するため農地を購入するものです。譲受人は〇市〇〇〇の公務員で、譲渡人は〇市〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号1番について調査結果を報告します。譲受人の父及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約2.9ヘクタールです。農作業従事日数は本人と姉が年間150日、父が年間300日、母が年間320日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号1番の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号整理番号2番、整理番号3番について審議します。

なお、〇〇〇〇委員が許可申請者となっております。〇〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年9月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号2番について説明します。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は1,563m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約475mです。位置図は議案資料の9ページをご覧ください。

賃借権の設定をするものです。農業経営基盤強化促進法による利用権設定から引き続き農業経営規模を継続するもので、譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇〇〇の方で

す。

なお、整理番号2番、整理番号3番の譲受人は同一人であるため、整理番号2番については事務局において現地確認を行い、耕作されていることを確認いたしました。

続いて、整理番号3番について説明をいたします。議案資料は13ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は1,614m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約210mです。位置図は議案資料の15ページをご覧ください。

賃借権を設定するものです。農業経営基盤強化促進法による利用権設定から引き続き農業経営規模を継続するものです。譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号3番について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は自作地、借受地を合わせて約8.3ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間250日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号2番、整理番号3番の質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限があります。退室することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇〇〇委員の退出を確認)

三須清一会長 それでは質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番、整理番号3番は原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇委員の入室をお願いします。

(〇〇〇〇委員の入室着席を確認)

三須清一会長 次に、議案第1号整理番号4番について審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年9月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号4番の説明をいたします。議案資料は18ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑4筆、登記地目及び現況地目・畑7筆の合計11筆、合計面積は6,092m²です。所在地は〇〇〇〇〇の北側約264mです。位置図は議案資料の24ページをご覧ください。

賃借権の設定をするものです。障害者総合支援法の障害福祉サービス事業の生活介護事業による農作業を行うため賃借するもので、譲受人は特定非営利活動法人いもむしで、譲渡人は〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第1号整理番号4番について調査結果を報告します。譲受人立会の下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の農業従事人数は職員12名と通所者20名で、農業従事日数は245日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号4の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年9月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は33ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の地目・田の一筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は〇〇地先の地目・田の3筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は〇〇地先の地目・田の一筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は〇〇地先の地目・田の4筆です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgです。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑の一筆です。借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万〇,〇〇〇円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第2号整理番号1番の借受者の経営面積は借受地を含め、約11.45ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間280日、母が年間250日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

続いて、整理番号2番から4番の借受者の経営面積は借受地を含め、約2.27ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間180日、妻が年間150日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

続いて、整理番号5番の借受者の経営面積は借受地を含め、約3.63ヘクタールです。農業従事日数は3名が年間310日、1名が年間275日です。トラクター、管理機、動力散布機を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から5番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番から5番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年9月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明いたします。議案資料は36ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が故障したことから、生産緑地法第 10 条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものです。

買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇〇字〇〇地先の畑二筆、合計面積は 1,916m²です。〇〇〇〇〇から北東約 240mに位置しています。位置図は議案資料 38 ページをご覧ください。この農地は市街化区域内にあります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、中野調査会長から調査結果の報告をお願いします。

中野栄調査会長 議案第 3 号について調査結果を報告します。申出人 2 名及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

農業の主たる従事者の申出人は令和元年 8 月 9 日に故障と判断されました。農地管理は申出人が行っていました。現地はいつでも耕作できる状況に管理されております。なお、申出人からの聞き取りにより、買い取り申し出事由が生じた者「〇〇」は農業の主たる従事者として当該農地を耕作していたとのことです。

以上を基に、第 1 調査会では農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を採決します。証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号は原案どおり証明することに決定いたしました。

中野調査会長には自席に戻っていただきます。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。転用目的・事由は2件が専門学校の建設で、1件が住宅です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。届出事由はすべて相続です。

報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。通知事由は賃借人の都合による返還です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会令和元年第9回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人